

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成24年8月30日 現在)

福島県	出荷制限	攝取制限	
原乳	2市6町3村※1	—	
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村※2	
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ		
	原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—
	原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	くさそてつ(ごごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—
	ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
	クリ	伊達市、南相馬市	—
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—
穀類	米 (平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米 (平成24年産)	※3。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、館岩川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
肉	水産物40種※4	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
	牛の肉※5	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村※6
肉	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢葉岐村	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉学習室、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横木川、原町区馬場字薬師ケ谷、原町区馬場字倉山、原町区馬場字原町、(原町区馬場の区域に限る。)、川俣町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、猪俣村、飯舘村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯舘村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木暮、原町区馬場字五台山、原町区馬場字西山、原町区馬場字篠ヶ岳、原町区片上字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル内の区域に限る。)、葛尾村及び飯舘村

※3 福島県広野町、裕葉町・福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、田村市（都路町、船引町横道、船引町中山字小塙及び字下馬澤、常葉町堀山、常葉町山根並びに市内有林福島林森管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、原町区（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区鳥屋賀助堂、原町区高倉字吹屋坂、原町区高倉字七曲、原町区馬場字原川、原町区馬場字諭葉原、原町区片倉字宇津井洋北と並びに市内有林磐梯森林管理署204林班から208林班までの、208林班の一部、209林班から2091林班までの及び2130林班の区域を除く。）、福島市（旧福島市）渡利町、小倉寺町及八向南町を除く。）、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町及び旧金谷川町の区域に限る。）、伊達市（旧伊達町）月館町月館ノ関、松川橋川、川向及び錦ヶ領に限る。）及び月館町御代田前、北、東、西及び新堀ノ内に限る。）、旧掛田町（靈山町山野川に限る。）、旧佐沢村（保原町所沢（明治内田、久保田、田仲内、西郡山、曾ノ原、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。）及び保原町保原村（扶田、平、宮内、前田、稻荷、荷妻、砂子下及び根岸に限る。）に限る。）、旧坂本村（梁川町大門寺、寺脇、清水、滑水沢、松平、久保、棚原、千ヶ口、山木、宝木石、笠石及び上ヶ台に限る。）、旧石戸村、旧上保原村、旧豊山村、旧小手村及び旧富野村（梁川町細谷に限る。）、旧石戸村（旧木戸村及び旧小坂村の区域に限る。）及び国見町（旧木戸村及び旧小坂村の区域に限る。）、桑折町（旧半田村及び旧長谷村の区域に限る。）

*4 アイナ、アカガレイ、アカシタビラ、イカナゴ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスメバル、ウミタナゴ、エゾノアイナメ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サプロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、ナガサツ、ニベ、ヌマガレイ、ハバガレイ、ヒカンギ、ヒラメ、ホウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マアナゴ、マガレイ、マコガレイ、マコチ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラサキ、メイタガレイ、ビノスガイ、キタムラサキウニ

*5 该県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請
*6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年8月30日 現在)

青森県		出荷制限
水産物	マダラ	青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
水産物	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、鯛瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	くさてつ(こごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
水産物	クロダイ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	スズキ	宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒガシフグ	ヒラメ
	マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜ヶ瀬ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の北上川(支流を含む。)及び同県内の大川(支流を含む。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
イノシシの肉	イノシシの肉	全域。
	クマの肉	全域。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	インガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	コモンスズベ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロメバル	スズキ
	ニベ	ヒラメ
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	ギンブナ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
その他	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	茶	日立市、土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶼市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町
	原木ナメ(露地栽培)	日光市、那須塩原市
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、益子町、那須町
水産物	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさてつ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町
	さんしろう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
肉	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	ウグイ(養殖を除く。)	大芦川(支流を含む。)、武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
その他	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市
群馬県		出荷制限
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)及び烏川のうち川田橋の上流(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
その他	茶	渋川市
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、山武市
	原木シタケ(施設栽培)	山武市
水産物	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
その他	茶	成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	湯河原町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のもの除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県):平成24年8月30日現在

福島県		出荷制限
H23.3.21～: 下記の地域以外		
原乳		H23.3.21～4.6解除: 喜多方市、喜多方町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 H23.3.21～4.16解除: 福島市、郡山市、伊達市、本宮市、耶麻郡、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市（旧都路村の区域を除く）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、東郷町、磐梯村、中島町、牛島町、西郷村、西郷町、大玉村、坂井村、塙町、矢祭町。 H23.3.21～4.21解除: 鶴沼郡、新潟村 H23.3.21～5.1解除: 南相馬市（原町区のうち、烏崎、大内、川子及び塙崎を除く区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域を除く。） H23.3.21～6.8解除: 田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、原町区高倉字助常、原町区高倉字佐次郎、原町区高倉七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木暮木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字塙横川、原町区馬場字佐助、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.21～10.7解除: 会津若松市、猪苗代町、大玉村、磐梯峻峰村、只見町、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、楢葉町、東京電力第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.21～: 下記の地域以外
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	ホウレンソウ、カキナ	H23.3.21～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.21～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、楢葉村 H23.3.21～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹崖、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木暮木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字夷葉師、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.21～6.1解除: 都山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.21～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.21～11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	その他すべて	H23.3.23～: 下記の地域以外
結球性葉菜類(キャベツ等)		H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、楢葉村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹崖、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木暮木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字夷葉師、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～6.1解除: 都山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.23～: 下記の地域以外
アブラナ科の花薔薇類(ブロッコリー、カリフラワー等)		H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、楢葉村 H23.3.23～5.4解除: 都山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楢葉村、只見町 H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹崖、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木暮木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字夷葉師、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村 H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.23～: 下記の地域以外
カブ		H23.3.23～4.27解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除: 都山市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹崖、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木暮木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字夷葉師、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村 H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.23～: 下記の地域以外
野菜類		H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23～5.4解除: いわき市 H23.3.23～5.11解除: 郡山市、本宮市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹崖、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木暮木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字夷葉師、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村 H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.23～: 下記の地域以外
原木しいたけ(露地栽培)		H23.3.23～4.25解除: いわき市 H23.3.23～5.16解除: 本宮市 H23.3.23～5.23解除: 二本松市 H23.3.23～5.29解除: 本宮市 H23.3.23～6.14解除: 伊達市、鹿沼市、相馬市、耶麻郡、耶麻郡、双葉郡、大熊町、富岡町、楢葉町、川内村、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.4.18～: 福島市
原木しいたけ(施設栽培)		H23.4.13～4.25解除: いわき市 H23.4.13～5.16解除: 本宮市 H23.4.13～5.23解除: 二本松市 H23.10.19～: 二本松市
		H23.7.19～9.7解除: 本宮市
原木ナメコ(露地栽培)		H23.10.31～: いわき市 H23.9.8～: 棚倉町、古殿町、（※菌叢前に黒ずむ野生キノコに限る。） H23.9.15～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楢葉村、只見町 H23.10.18～: 天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、川内村、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楢葉村、只見町
		H23.9.8～: 二本松市
キノコ類(野生のものに限る。)		H23.10.19～: 伊達市 H23.7.22～: 新地町 H23.11.14～: 川俣町 H23.10.31～: 相馬市、いわき市 H23.9.8～: 棚倉町、古殿町、（※菌叢前に黒ずむ野生キノコに限る。） H23.9.15～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楢葉村、只見町 H23.10.18～: 天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、川内村、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楢葉村、只見町
		H23.10.18～: 二本松市
たけのこ		H23.5.3～: 伊達市、相馬市、三春町 H23.5.13～: 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村 H23.5.20～: 二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、塙町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楢葉村、只見町
		H24.4.19～: 福島市、新地町
わさび(煙において栽培されたものに限る。)		H24.4.19～: 伊達市、川俣町 H23.5.9～6.8解除: いわき市 H24.4.5～: いわき市 H23.5.9～6.21解除: 天栄村 H23.5.13～6.21解除: 国見町 H24.4.19～: 福島市、新地町
		H24.4.19～: 伊達市、新地町
たらのめ(野生のものに限る。)		H24.5.2～: 二本松市、大玉村 H24.5.5～: 須賀川市 H24.6.25～: 鶴沼郡
		H24.5.10～: 大玉村、西郷村
ふきのとう(野生のものに限る。)		H24.4.8～: 福島市、川俣町、田村市、相馬市、広野町 H24.4.15～: 伊達市、桑折町、国見町 H24.5.2～: 福島市、二本松市
		H24.5.5～: 二本松市、大玉村
こしあぶら		H24.5.10～: 伊達市、天栄村、磐梯町、塙町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楢葉村、只見町 H24.5.14～: 伊達市、天栄村、磐梯町、塙町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楢葉村、只見町
		H24.5.14～: 伊達市、天栄村、磐梯町、塙町、猪苗代町
ぜんまい		H24.4.16～: 伊達市、川俣町 H24.5.10～: 伊達市、川俣町、相馬市
		H24.5.24～: 川俣町
わらび		H24.4.10～: いわき市、伊達市 H24.4.17～: 喜多方市、福島市、川俣町、国見町
		H24.4.10～: いわき市、伊達市、川俣町
ウメ		H24.5.8～: 伊達市、南相馬市 H24.5.8～: 南相馬市
		H24.5.8～: 南相馬市
ユズ		H23.6.6～H24.7.11解除: 相馬市 H23.10.14～: 伊達市、桑折町、国見町
		H23.10.14～: 伊達市、桑折町
クリ		H24.4.10～: いわき市 H24.6.20～: 伊達市、南相馬市
		H24.6.20～: 伊達市、南相馬市
ナツノイチジク		H24.5.2～: いわき市、二本松市 H24.5.2～: 二本松市
		H24.5.2～: 二本松市

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県)：平成24年8月30日現在

福島県		出荷制限
米（平成23年産）		<p>H23.11.17～：福島市（旧小国町の区域に限る。） H23.11.29～：伊達市（旧小国町及び旧月館町の区域に限る。） H23.12.5～：福島市（旧福島市の区域に限る。） H23.12.8～：二本松市（旧川波村の区域に限る。） H23.12.9～：伊達市（旧住沢村及び旧富成村の区域に限る。） H23.12.19～：伊達市（旧磐田町の区域に限る。） H24.1.4～：</p>
穀類		<p>福島県広野町、猪苗町（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、田村市（郡山市、鮫町橋根、鮫町引中山字小字及び字下馬尻、常磐町山根並びに市内西側有伴福島森林管理番25.1林班の一部、25.2林班、25.3林班の一部、25.8林班から27.0林班まで、28.3林班から30.0林班まで及び30.1林班から30.3林班までの区域の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、原町区高倉字高倉子森、原町区佐野字佐木木森、原町区佐野字高倉場字五合山、原町区馬場字横川、原町区片字行平及び原町区大原字子和田森並びに市内西側有伴福島森林管理番2004林班がから2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2092林班から2130林班までの区域に限る。）、福島市（旧福島市（波利、小倉寺及び南向台を除く。）、旧平田村、旧藤塚村、旧野田村、旧月館村、旧下川崎村、旧松川町及び旧余各川町の区域に限る。）、伊達市（旧月館町（月館町月館（園ノ下、松樹川原、川向及び保ノ原に限る。）及び月館町御代田（北、東、西及び新町ノ内に限る。）に限る。）、旧磐田町（磐田山町山野川に限る。）、旧石井町、旧原町所沢（明夫内田、久保田、中井内田、西郡山、磐ノ町、河原田、東原町、西原町及び東田に限る。）及び保原町往田（狭田、下、吉ノ内、前田、看齊要、谷子下及び板岸に限る。）に限る。）、旧塙本村（塙本町大賀（守谷、清水沢、松平、久保、鶴家、里ヶ谷、山ノ口、玉木沢、生石及び上ノ台を除く。）、塙川町新田及び塙川町細谷に限る。）、旧石井村、旧豊原村、旧小字村及び旧富野村（塙川町八幡に限る。）、二本松市（旧波川町及び米沢に限る。）、本宮市（旧白石村、旧塙沢村、旧木柳村、旧石井村、旧新町村、旧太田村（磐代町）及び旧太田村（東和町）の区域に限る。）、本宮市（白石村及び新町村の区域に限る。）、磐井町（旧平田村及び旧聯合村の区域に限る。）及 び国見町（旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。）（県の定める出荷：検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）</p>
イカナゴの稚魚		<p>H23.4.20～H24.6.22解除 全域</p> <p>H23.6.8～：秋元瀬、椿原瀬及び小野川湖並びにこれらの瀬に流入する河川、長瀬川（鰐川との合流点から上流の部分に限る。）及び福島県内の阿武隈川（支流を含む。）</p> <p>H23.6.17～：真野川（支流を含む。）</p> <p>H24.3.29～：新田川（支流を含む。）</p> <p>H24.3.29～：太田川（支流を含む。）</p> <p>H24.4.5～：鰐川（支流を含む。）</p> <p>H24.4.24～：稚苗代瀬、稚苗代瀬に流入する河川（支流を含む。ただし鰐川を除く。）及び日福川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。）</p> <p>H24.6.7～：福島県内の久慈川（支流を含む。）</p> <p>H23.6.17～：真野川（支流を含む。）</p> <p>H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）</p> <p>H24.3.29～：秋元瀬、椿原瀬及び小野川湖並びにこれらの瀬に流入する河川、長瀬川（鰐川との合流点から上流部分に限る。）</p> <p>H24.4.24～：稚苗代瀬、稚苗代瀬に流入する河川（支流を含む。ただし鰐川及びその支流を除く。）及び日福川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。）</p> <p>H24.5.24～：福島県内の只見川のうち只見ダムの上流（支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。）</p> <p>H24.5.31～：阿武隈川のうち信夫ダムの上流（支流を含む。）</p> <p>H24.6.2～：福島県内の阿武隈川（支流を含む。）</p> <p>H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）、真野川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。）</p> <p>H24.4.5～：阿武隈川（支流を含む。）</p> <p>H24.4.12～：鰐川（支流に限る。）</p> <p>H24.4.24～：秋元瀬、小野川湖及び椿原瀬並びにこれらの瀬に流入する河川（支流を含む。）、只見川のうち本名ダム上流（支流を含む。）、長瀬川（鰐川との合流地点から上流の部分に限る。）並びに日福川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。ただし、貢山ダムの上流を除く。）</p> <p>H24.5.31～：鰐岩川（支流を含む。）</p> <p>H24.6.27～：秋元瀬、小野川湖及び椿原瀬並びにこれらの瀬に流入する河川（支流を含む。）、阿武隈川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）並びに只見川（鰐川との合流点から上流部分に限る。）</p> <p>H24.5.10～：福島県内の阿武隈川（うち信夫ダムの下流（支流を含む。））</p> <p>H24.4.27～：秋元瀬、小野川湖及び椿原瀬並びにこれらの瀬に流入する河川（支流を含む。）、阿武隈川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）、長瀬川（鰐川との合流点から上流の部分に限る。）並びに真野川（支流を含む。）</p> <p>H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）</p>
水産物		<p>ウグイ</p> <p>H24.4.24～：稚苗代瀬、稚苗代瀬に流入する河川（支流を含む。ただし鰐川を除く。）及び日福川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。）</p> <p>H24.6.7～：福島県内の久慈川（支流を含む。）</p> <p>H23.6.17～：阿武隈川（支流を含む。）</p> <p>H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）</p> <p>H24.3.29～：秋元瀬、椿原瀬及び小野川湖並びにこれらの瀬に流入する河川、長瀬川（鰐川との合流点から上流部分に限る。）</p> <p>H24.4.24～：稚苗代瀬、稚苗代瀬に流入する河川（支流を含む。ただし鰐川及びその支流を除く。）及び日福川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。）</p> <p>H24.5.24～：福島県内の只見川のうち只見ダムの上流（支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。）</p> <p>H24.5.31～：阿武隈川のうち信夫ダムの上流（支流を含む。）</p> <p>ウナギ</p> <p>アユ（養殖を除く。）</p> <p>H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）、真野川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。）</p> <p>H24.4.5～：阿武隈川（支流を含む。）</p> <p>イワナ（養殖を除く。）</p> <p>H24.4.12～：鰐川（支流に限る。）</p> <p>H24.4.24～：秋元瀬、小野川湖及び椿原瀬並びにこれらの瀬に流入する河川（支流を含む。）、只見川のうち本名ダム上流（支流を含む。）、長瀬川（鰐川との合流地点から上流の部分に限る。）並びに日福川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。ただし、貢山ダムの上流を除く。）</p> <p>H24.5.31～：鰐岩川（支流を含む。）</p> <p>コイ（養殖を除く。）</p> <p>H24.4.27～：秋元瀬、小野川湖及び椿原瀬並びにこれらの瀬に流入する河川（支流を含む。）、阿武隈川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）並びに只見川（鰐川との合流点から上流部分に限る。）</p> <p>フナ（養殖を除く。）</p> <p>H24.4.27～：秋元瀬、小野川湖及び椿原瀬並びにこれらの瀬に流入する河川（支流を含む。）、阿武隈川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）、長瀬川（鰐川との合流点から上流の部分に限る。）並びに真野川（支流を含む。）</p> <p>H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）</p> <p>アイナメ</p> <p>アカガレイ</p> <p>アカシジラミ</p> <p>イカ（ゴ）稚魚を除く。）</p> <p>イシガレイ</p> <p>ウスマベリ</p> <p>エゾニアイナメ</p> <p>キツネメバチ</p> <p>クロウソシタ</p> <p>クロソイ</p> <p>クロダイ</p> <p>ケムシカジカ</p> <p>コモニカスベ</p> <p>サクラマス</p> <p>サブロウ</p> <p>シロメハリ</p> <p>スケトウダラ</p> <p>スズキ</p> <p>ニベ</p> <p>ヌマガレイ</p> <p>ハイガレイ</p> <p>ヒガング</p> <p>ヒラメ</p> <p>ホウボウ</p> <p>ホシガレイ</p> <p>マアナゴ</p> <p>マガレイ</p> <p>マコガレイ</p> <p>マコチ</p> <p>マダラ</p> <p>ムシガレイ</p> <p>ムラサイ</p> <p>メイガレイ</p> <p>ビノガレイ</p> <p>キタムラサキウニ</p> <p>ナガヅカ</p> <p>マツカワ</p> <p>ホシザメ</p> <p>ショウサイフグ</p> <p>H24.6.22～：（最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域）</p> <p>H24.7.12～：（最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域）</p> <p>H24.7.26～：（最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域）</p> <p>H24.8.23～：（最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域）</p>
牛の肉		<p>H23.8.25～全県（県の定める出荷：検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。）</p>
イノシシの肉		<p>H23.11.9～：福島市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、楢葉村</p> <p>H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、磐井町、国見町、川俣町、大玉村</p> <p>H23.12.2～：磐城市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、鶴巣町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、天栄村、玉川町、矢吹町、楢倉町、矢祭町、境町、大玉村、玉栄村、玉川町、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鏡川村</p>
肉	クマの肉	<p>H23.12.2～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、磐城市、田村市、白河市、楢葉町、国見町、川俣町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、古殿町、矢吹町、楢倉町、矢祭町、境町、大玉村、玉栄村、玉川町、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鏡川村</p> <p>H24.7.28～：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、椿枝岐村</p>

* ■の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):2012年8月30日現在

		出荷制限			
		青森県	岩手県	宮城県	茨城県
原乳	—	—	—	—	H23.3.23~4.10解除: 全域
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	ホウレンソウ カキナ シュンギク、 チングンサイ、 サンチュ	— — — — —	— — — — —	— — — — —	H23.3.21~4.17解除: 全域(下記の地域を除く) H23.3.21~6.1解除: 北城市、高萩市 H23.3.21~4.17解除: 全域
パセリ セルリー	— —	— —	— —	— —	H23.3.23~4.17解除: 全域 —
キノコ類(野生のものに限る。)	—	—	—	—	—
タケノコ	—	H24.5.31~: 一関市、奥州市	H24.5.1~: 白石市、丸森町	H24.4.6~: 湯本市、小鹿至市、つくばみらい市 石岡市、鹿嶼市、取手市、守谷市、 H24.4.13~: 安達郡、利根町	H23.10.14~: 土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.11.10~: 安城町、阿見町
原木シタケ(露地栽培)	—	H24.4.13~: 薩摩高田市、住田町 H24.4.20~: 大船渡市 H24.4.25~: 一関市、釜石市、奥州市、平泉 町、大槌町 H24.5.7~: 花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎 町、山田町	H24.1.16~: 白石市、角田市 H24.3.8~: 丸森町 H24.3.15~: 鎌塙町 H24.4.5~: 村田町	H23.10.14~: 土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H24.4.19~: ひたちなか市、鉾田市、東海村 H24.4.26~: 北茨城市、大槌町	H23.10.14~: 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 市
野菜	—	H24.5.10~: 盛岡市	H24.4.11~: 気仙沼市、南三陸町 H24.4.12~: 粟巣市 H24.4.19~: 石巻市 H24.4.20~: 大崎市 H24.4.25~: 登米市、東松島市 H24.4.27~: 仙台市、名取市、加美町 H24.5.7~: 川崎町、大和町、富谷町 H24.5.9~: 色麻町 H24.5.10~: 七ヶ宿町 H24.5.18~: 大衡村	H24.4.13~: ひたちなか市、那珂市	H23.10.14~: 土浦市、鉾田市 H23.11.10~: 安城町
原木シタケ(施設栽培)	—	—	—	—	—
原木クリタケ(露地栽培)	—	—	—	—	—
原木ナメコ(露地栽培)	—	—	—	—	—
くさそて(こごみ)	—	—	H24.4.27~: 大崎市、栗原市 H24.5.2~: 加美町 H24.5.9~: 気仙沼市	—	—
こしあぶら	—	H24.5.10~: 奥州市、花巻市 H24.5.14~: 盛岡市 H24.5.15~: 釜石市 H24.5.18~: 住田町	H24.5.7~: 登米市、栗原市 H24.5.9~: 大崎市、南三陸町 H24.5.11~: 気仙沼市、七ヶ宿町 —	H24.5.2~: 日立市、常陸大宮市(野生のものに 限る。) H24.5.10~: 常陸大宮市(野生のものに限る。)	—
さんしょう(野生のものに限る。)	—	—	—	—	—
せり(野生のものに限る。)	—	H24.5.30~: 一関市、奥州市	—	—	—
せんまい	—	H24.5.16~: 一関市、奥州市 H24.5.18~: 住田町	H24.5.11~: 気仙沼市、丸森町 H24.5.17~: 大崎市	—	—
たらのめ(野生のものに限る。)	—	—	—	—	—
わらび(野生のものに限る。)	—	H24.5.16~: 奥州市、薩摩高田市	—	—	—
イシガレイ	—	—	—	—	H24.7.5~: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県 界の正東の線、我が国排他的經濟 水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福 島茨城両県界の正東の線、宮城県最大 高潮時海岸線及び宮城県石巻市金 華山頂上から正西に引いた同市社 團半島最大高潮時海岸線に至る線 で囲まれた海域
クロダイ	—	—	—	—	—
スズキ	—	—	—	—	H24.4.12~: H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県 界の正東の線、我が国排他的經濟 水域の外縫線、最大高潮時海岸線上 福島千葉両県界の正東の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲ま れた海域
シロメバル	—	—	—	—	—
ニベ	—	—	—	—	H24.4.13~: H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県 界の正東の線、我が国排他的經濟 水域の外縫線、最大高潮時海岸線上 福島千葉両県界の正東の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲ま れた海域
ヒラメ	—	—	—	—	H24.4.17~: H24.5.30~: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県 界の正東の線、我が国排他的經濟 水域の外縫線、最大高潮時海岸線上 福島千葉両県界の正東の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲ま れた海域
マダラ	青森県東通村尻屋崎灯台と北海道 函館市喜山岬灯台とを結ぶ線、両 鎮の中心点の正東の線、北海道え りも町櫛波岬灯台の正東の線、最 大高潮時海岸線上青森岩手両県界 の正東の線及び青森県最大高潮時 海岸線で囲まれた海域 H24.8.27~:	H24.5.2~: 上宮城福島両県界の正東の線及び 宮城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域	H24.5.2~: H24.5.2~: 上宮城福島両県界の正東の線及び 宮城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域 H24.5.2~H24.8.30解除: マダラ(1尾の重量が1キログラム 未満のものに限る。)	—	—

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):2012年8月30日現在

	出荷制限			
	青森県	岩手県	宮城県	茨城県
ヒガングフ	—	—	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、及び宮城県外の経済圏を構成する北側の海岸線と、宮城県最大の河川である北上川の支流である。H24.5.8～：宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた西市杜鵑半島最大の河川である北岸線に至る線で囲まれた地域。	—
コモンカスペ	—	—	—	最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の、我が国接続的經濟圏の外縁、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線、宮城県最大の河川である北上川の支流である。H24.5.1～：水城川、宮城県界の北側の海岸線と、北上川の支流である北岸線の三者の線及び、東北自動車道高規格幹線で囲まれた区域、北浦及び外洋連絡港並びに二つの湖沼に入流する河川並びに常陸利根川(堺瀬を除く。)、鹽ヶ浦、北浦及び外洋連絡港並びにこれらの湖沼に入流する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
アメリカナマズ(養殖を除く。)	—	—	—	H24.4.17～：これらの湖沼に入流する河川並びに常陸利根川(堺瀬を除く。)、鹽ヶ浦、北浦及び外洋連絡港並びにこれらの湖沼に入流する河川並びに常陸利根川(堺瀬を除く。)
ギンブナ	—	—	—	H24.4.17～：これらの湖沼に入流する河川並びに常陸利根川(堺瀬を除く。)、鹽ヶ浦、北浦及び外洋連絡港並びにこれらの湖沼に入流する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
ウナギ	—	—	—	H24.5.7～：これらの湖沼に入流する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	—	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)	—
イワナ(養殖を除く。)	—	H24.5.8～：磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)	大曾川の大曾ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の秋保大堤の上流(支流を含む。)	H24.5.14～：大曾川(支流を含む。)及び名取川の秋保大堤の上流(支流を含む。)
			三追川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)、ただし、鶴川及びその支流並びに源川4号堰堤の上流を除く。)	H24.5.24～：三追川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)及び二追川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)及び二追川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)
			江戸川のうち鳩子ダムの上流(支流を含む。)及び二追川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、一追川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)及び基石川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)	H24.6.22～：江戸川のうち鳩子ダムの上流(支流を含む。)及び二追川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)
ウグイ	—	岩手県内の大川(支流を含む。)及び奥県内の北上川のうち四十田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、御所ダムの上流、網敷ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)H24.6.12～：気仙川(支流を含む。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)	H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
			H24.5.18～：宮城県内の大川(支流を含む。)	H24.5.18～：宮城県内の大川(支流を含む。)
			H24.5.28～：宮城県内の北上川(支流を含む。)	H24.5.28～：宮城県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉	—	H23.8.1～：全域 H23.8.25～一部解除：(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	H23.7.28～：全域 H23.8.19～一部解除：(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	イノシシの肉	—	—	H24.5.22～：角田市、久慈郡、山元町 H24.6.25～：全城(上記地図を除く。)
	クマの肉 シカの肉	—	H24.6.25～：全城	H23.12.2～：全城 H23.12.21～一部解除：(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	—	—	H23.6.2～：以下地域以外 H23.6.2～H10.18解除：古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町 H23.6.2～H24.4.9解除：大子町 H23.6.2～H24.5.23解除：常陆太田市、常陆大宫市 H23.6.2～H24.5.30解除：石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2～H24.6.5解除：銚子市 H23.6.2～H24.7.24解除：水戸市 H23.6.2～H24.8.20解除：高萩市

*  の箇所は出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):2012年8月29日現在

		出荷制限			
		栃木県	群馬県	千葉県	神奈川県
原乳		—	—	—	—
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	ホウレンソウ カキナ	H23.3.21~4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21~4.27解除: 全域 H23.3.21~4.14解除: 全域	H23.3.21~4.8解除: 全域 — H23.3.21~4.8解除: 全域	H23.4.4~4.22解除: 旭市、香取市、多古町 — —	— — —
バセリ		—	—	H23.4.4~4.22解除: 旭市 —	—
セルリー		—	—	H23.4.4~4.22解除: 旭市 —	—
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.8.2~: 日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町 H24.8.7~: 鹿沼市 H24.8.13~: 矢板市 H24.8.15~: 那須塩原市、那須町 H24.8.20~: 大田原市	—	—	—
タケノコ		H24.5.1~: 那須塩原市、那須町 H24.5.7~: 日光市、大田原市 H24.6.13~: 矢板市	—	H24.4.5~: 市原市、木更津市 H24.4.6~: 我孫子市、栄町 H24.4.11~: 柏市、白井市、八千代市 H24.4.15~: 船橋市 H24.4.16~: 芦山町	—
原木シイタケ(露地栽培)		H24.2.15~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10~: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11~: 大田原市、日光市、益子町 足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市 H24.4.12~: 山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13~: 植木市、壬生町	—	H23.10.11~: 我孫子市、君津市 H23.11.18~: 流山市 H23.12.22~: 佐倉市 H24.2.23~: 印西市 H24.4.10~: 白井市 H24.4.18~: 千葉市、八千代市 H24.5.10~: 山武市	—
野菜		H24.2.15~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10~: 宇都宮市、芳賀町、那須町 H24.4.12~: 大田原市 H24.5.29~: さくら市 H24.6.4~: 鹿沼市 H24.6.28~: 壬生町	—	H24.5.10~: 山武市	—
原木シイタケ(施設栽培)		H23.11.7~: 鹿沼市、矢板市 H23.11.8~: 大田原市、那須塩原市	—	—	—
原木クリタケ(露地栽培)		H23.11.14~: 足利市、那須烏山市、真岡市、さくら市、市貝町、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町	—	—	—
原木ナメコ(露地栽培)		H23.11.14~: 那須塩原市、日光市 H24.5.1~: 大田原市、那須町(野生のものに限る。 H24.5.1~: 那須塩原市(野生のものに限る。)	—	—	—
くさつてつ(こごみ)		H24.5.1~: 大田原市、那須町(野生のものに限る。 H24.5.2~: 那須塩原市(野生のものに限る。)	—	—	—
こしあぶら		H24.5.1~: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.2~: 宇都宮市、那須烏山市(野生のものに限る。) 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.5.7~: さくら市(野生のものに限る。)	—	—	—
さんしょう(野生のものに限る。)		H24.5.1~: 宇都宮市、日光市 H24.5.14~: 那須塩原市 H24.5.18~: 大田原市	—	—	—
せり(野生のものに限る。)		—	—	—	—
せんまい		H24.5.7~: 日光市、那須町(野生のものに限る。)	—	—	—
たらのめ(野生のものに限る。)		H24.4.27~: 大田原市、矢板市 H24.5.1~: 那須町 H24.5.2~: 市貝町	—	—	—
わらび(野生のものに限る。)		H24.5.17~: 大田原市、鹿沼市	—	—	—
イシガレイ		—	—	—	—
クロダイ		—	—	—	—
スズキ		—	—	—	—
シロメバル		—	—	—	—
ニベ		—	—	—	—
ヒラメ		—	—	—	—
マダラ		—	—	—	—

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):2012年8月29日現在

	出荷制限			
	栃木県	群馬県	千葉県	神奈川県
ヒガンフグ	—	—	—	—
コモンカスベ	—	—	—	—
アメリカナマズ(養殖を除く。)	—	—	—	—
ギンブナ	—	—	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(本流を含む。)	H24.7.19～:手賀川(支流を含む。)、手賀川(本流を含む。)
ウナギ	—	—	—	—
水産物	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、辰串川との合流点から下流の部分に限る。) H24.8.10～: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)	吾妻川のうち岩鳥橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(H24.4.27～: (支流を含む。)、薄瀬川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。))	—	—
イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)	吾妻川のうち岩鳥橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(H24.6.8～: (支流を含む。)、薄瀬川(支流を含む。)及び島川のうち川田橋の上流(支流を含む。))	—	—
ウグイ	大字川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。)、武茂川(支流を含む。)及び栃木県H24.5.7～: 内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。)(養殖を除く。) H24.5.30～: 荒井川(支流を含む。)(養殖を除く。)	—	—	—
肉	H23.8.2～: 全域 H23.8.25一部解除: (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—	—	—
	H23.12.2～: 全域 H23.12.5一部解除: (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	—	—	—
	—	—	—	—
その他	H23.12.2～: 全域 H23.6.2～: 鹿沼市、大田原市	H23.6.30～: 水川市	H23.6.2～: 成田市	H23.6.2～: 通河原町
	H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市	H23.6.30～H24.5.28解除: 桐生市	H23.6.2～9.7解除: 大網白里町	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市
			H23.7.4～H24.5.21解 勝浦市 H23.6.2～H24.5.25解 八街市 H23.6.2～H24.5.28解 野田市、富里市、山武市	H23.6.23～9.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除: 愛川町、清川村 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～10.26解除: 中井町 H23.6.2～11.11解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 真鶴町

* [] の箇所は出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成24年8月30日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
		H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
結球性葉菜類(キャベツ等)		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～下記の地域以外
野菜		H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
		H23.3.23～5.4解除: いわき市
		H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.4.13～：飯館村
キノコ類(野生のものに限る。)		H23.9.6～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)
		H23.9.15～：いわき市、棚倉町
		H23.9.20～：南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)	H23.4.20～ 全域 H24.6.22解除:
		H24.3.29～：新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、猪苗町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
		H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ [] の箇所は摂取制限の対象